

所定疾患施設療養費

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費の算定要件について

- ① 次のいずれかの状態の方が対象となります。
 - ・ 肺炎
 - ・ 尿路感染症
 - ・ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・ 蜂窩織炎
- ② ①の状態となり、必要な治療管理（投薬、検査、注射、処置等）を行った場合に連続する10日を限度として、1月に1回算定します。
（緊急時施設療養費を算定した日は算定しません。）
- ③ 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容を診療録に記載します。
- ④ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等をレセプトに記載します。
- ⑤ 算定開始後は、治療の実施状況について公表します。

所定疾患施設療養費算定状況

<令和6年度令和7年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	6	5	5	6	2	4	7	5	3				43
日数	34	22	34	40	7	23	46	27	16				249

<令和5年度令和6年度>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	5	6	6	3	6	6	3	3	2	2	2	5	49
日数	34	27	37	13	27	25	22	18	14	16	10	30	273

<令和4年度令和5年度> 4月度より所定疾患Ⅱを算定しております。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	3	3	7	5	5	3	4	6	4	2	4	49
日数	21	21	17	31	22	20	11	20	25	22	19	22	251